

千葉市告示第 7 3 0 号

千葉市市税条例（昭和 4 9 年千葉市条例第 6 号）第 5 条第 1 項の規定に基づき、地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）又は同条例に定める申告、申請、請求その他書類の提出（審査請求に関するものを除く。）又は納付若しくは納入に関する期限のうち、次に掲げる地域に居住又は所在する納税者又は特別徴収義務者に係るもので、その期限が令和 8 年 7 月 2 8 日以降に到来するものについては、その期限を別途千葉市告示で定める期日まで延長するので、同条例第 5 条第 2 項により告示します。

令和 8 年 8 月 2 8 日

千葉市長 神 谷 俊 一

都道府県名	指 定 地 域
熊本県	八代市、宇土市、宇城市、八代郡氷川町